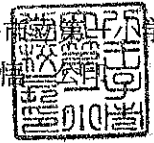




八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立八王子小学校

校長名 角田 博



令和7年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

学校教育の使命は、子どもたちに学力と社会性を身に付けさせ、将来社会の一員としてよりよく生きていく上での基礎・基本を学ばせることである。そのため、八王子市教育委員会及び東京都教育委員会の教育目標・基本方針に基づき、かつ地域において本校の担うべき役割を受け、学校教育目標の具現化を図る。

本校のめざす児童像を下記のように定める。

◎進んで学ぶ子（知）【重点目標】○心豊かでみんなのためにはたらく子（徳）○健康な子（体）

(2) 特別支援学級の教育目標

ア 基本的生活習慣を育み、丈夫な体をつくるとともに、運動に親しむ姿勢を育てる。

イ 生活を豊かにするために必要な知識・技能を定着させ、よりよく問題解決する力を育む。

ウ 自分も他者も大切にし、自分自身の役割を積極的に果たそうとする態度を育てる。

以上を通して、児童の障害の特性等に応じた教育を推進する。また、個性を尊重し、豊かな人間性や社会性を育み、社会参加のできる自立した児童を育成する。

(3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

児童の特性や発達段階に応じた個別の指導計画を作成し、実態に合った教材や指導方法を工夫する。また読み書きや計算など日常生活や社会参加に必要な基礎的なスキルが定着するように指導する。

イ 豊かな心の育成

適切な支援を行いながら通常の学級との交流及び共同学習を進め、人と関わることを楽しみ積極的に関わろうとする姿勢を育てる。

ウ 健やかな体の育成

体育科の学習指導、体育的行事、集会や休み時間を使った運動の取組等により、運動に親しむ態度を育て、運動能力・体力の伸長を図る。

エ 不登校児童への支援

不登校総合対策「つながるプラン」の趣旨を踏まえ、関係諸機関と連携を図りながら対応していく。児童、保護者に対して寄り添い、将来の社会的自立に向けた継続的な支援を行う。

オ いじめ防止等の取組

SOSの出し方や、いじめ防止に関する授業を年間指導計画に位置付け、自他共に命を大切にする心を育てる。

カ 特別支援教育の充実

個別の指導計画や学校生活支援シートを活用し、児童一人ひとりの発達や教育的ニーズに応じた適切な指導を行う。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【第五中学校グループ（第五中・第四小・第一小）】

第五中学校グループとしての共通目標「より高い人間性をめざす人・学び続ける人・健康で生命を大切に人」の実現を教職員の創意と工夫により合同・一体となった学習活動の取組や学校行事等を起点にさらなる小中一貫教育の充実を図る。